

V 学校が避難所となる場合の対応

学校は教育施設であるが、多くの学校が避難所としての指定を受けており、災害発生時には避難所として重要な役割を果たす。また、指定を受けていない学校も緊急に避難所になることが予想される。災害発生時における教職員の役割は、児童生徒等の安全を確保すること、学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことであり、避難所の運営については防災担当部局が責任を有するものである。しかし、担当が配置されるまで初動対応においては、教職員が中心となって避難所運営に係る業務の全部または一部について対応することが想定され、具体的な対応方策について事前に定めておく必要がある。

また、児童生徒等の安全を確保するために、災害によっては学校で待機させる場合もある。その際、食料や保温用品（毛布、使い捨てカイロ、新聞紙等）等、待機時に必要と考えられるものを準備しておかなければならない。

避難所運営については緊密に市町村の防災担当部局と連携をとる必要がある。

安全教育においては、「避難所の役割と安全」という区分で、災害発生時における避難所の役割とそこでの生活を理解させ、児童生徒等が安全に行動できるようにしなければならない。

1 初動体制

災害発生の時間帯や規模等によっては、市町村の防災担当部局の職員の配置や教職員の参集が困難な状況になることも予想される。そのため、少人数での避難所の開設等の業務に対応するため、事前に体制についても整えておく必要がある。その際、児童生徒等が在校中に学校が避難所となり、児童生徒等への対応と避難者への対応が同時に求められる場合も想定しておく必要がある。

災害時における学校の初動体制について、図8に示す。

2 福祉避難所としての役割

学校によっては福祉避難所に指定されることが考えられる。福祉避難所の対象は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者がこれに該当する。

なお、災害時における要援護者の避難生活場所については、在宅、指定避難所、福祉避難所等が考えられるが、避難生活中の要援護者の身体状態等の変化に留意

し、必要に応じて福祉避難所への入所等を図るなど、適切に対応する必要がある。

災害時における学校の避難所運営手順

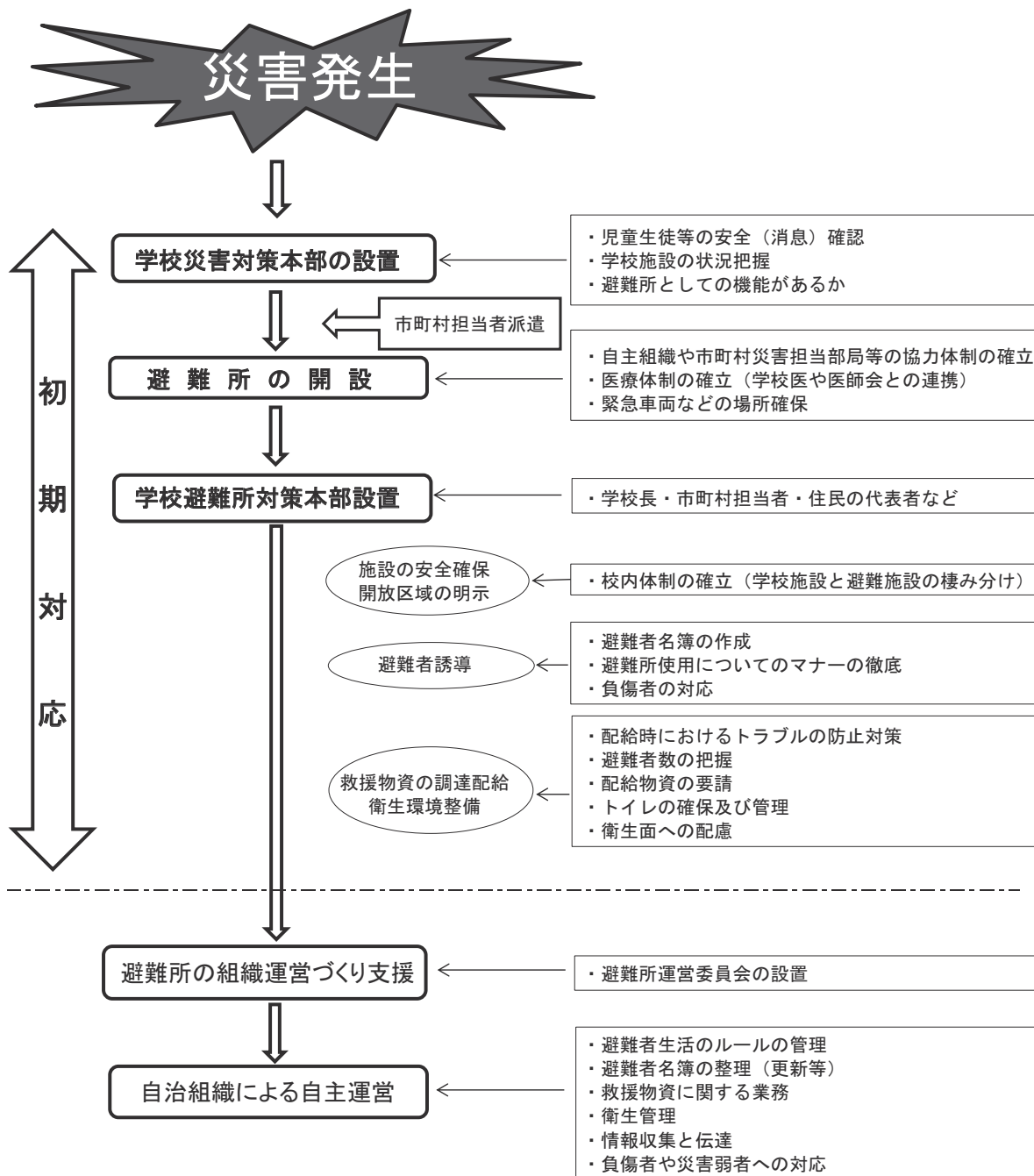


図8 <災害時における学校の避難所運営手順>

災害時における学校避難所運営の教員の役割(例)

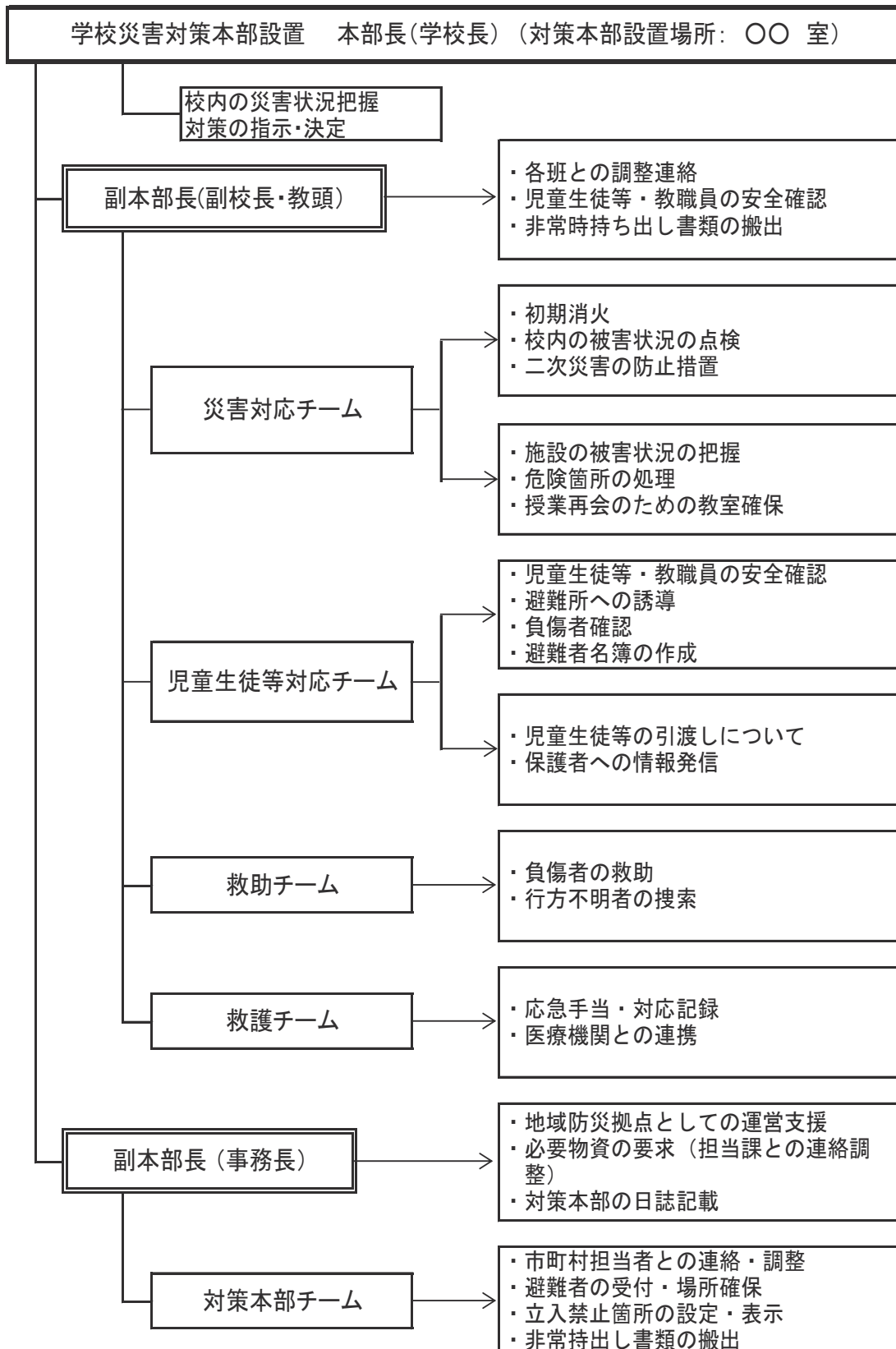


図9 <災害時における学校避難所運営の教員の役割(例)>